

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は静岡県立焼津中央高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は静岡県立焼津中央高等学校生徒全員をもって構成し教師を顧問とする。

第3条 本会は会員相互の親睦と理解を深め会員の自主的積極的協力のもとに楽しく規律正しい民主的学園の建設を目指し良い校風を作りあげを目的とする。

第4条 本会はその目的に従って次のような活動を行う。

1. 学校における会員の生活の改善や福祉の向上を図る。
2. HR や部活動などにおける生徒活動の連絡や調整を図る。
3. 学校行事などへ協力する。

第5条 本会にはその目的を達成するため次の機関をおく。

生徒総会、代表委員会、執行委員会、専門委員会、
HR 及び HR 運営委員会、部及び部活動委員会、生徒職員協議会、選挙管理委員会。

第6条 すべての会員は本規約による権利を保証されると共に規約を遵守し本会諸機関の決定事項を履行する義務を負う。

第7条 本会の最高顧問は学校長であり、生徒総会、代表委員会などの議決事項はすべて学校長の承認を経て効力を発する。

第2章 生徒総会

第8条 生徒総会は全会員をもって組織する。本会の最高議決機関である。

第9条 次の事項は総会の承認と議決を要する。

1. 本規約改正
2. 本会予算決算
3. 部の新設廃止

第10条 年2回生徒総会を開催する。ただし、後期においては1、2年の会員の3分の2以上を以て定数とする。また次の場合には生徒会長が学校長の承認を経て、臨時総会を開催できる。

1. 代表委員会が必要と認めたとき
2. 会員の3分の1以上が要求したとき

第11条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第3章 代表委員会

第12条 代表委員会は総会に次ぐ常任の議決機関である。

第13条 本委員会は各 HR 代表2名、生徒会本部役員、また必要なとき各専門委員各代表1名で構成する。

第14条 本委員会は次のことを審議し決定する。

1. 本会規約改正原案
2. 本会予算案及び決算
3. 学校生活全般の問題
4. その他本会運営に必要な事項

第15条 本委員会の議長・副議長として常任議長1名、副常任議長1名をおく。

第16条 本委員会は毎月1回開くことを原則とし必要に応じて生徒会長が臨時に招集することが出来る。

第17条 本委員会は HR 代表委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決はその出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第18条 本委員会は顧問出席のもとに開きかつ公開を原則とする。ただし傍聴人は議事運営についてその妨げとなつてはならない。

第4章 執行委員会

第19条 執行委員会は各執行機関の連絡調整をはかり、企画原案の作成と共に代表委員会の議決に基づいて会務を執行する。

第20条 本委員会は生徒会本部役員及び専門委員会の委員長及び文化運動部各代表2名をもって構成する。

第21条 生徒会本部役員は生徒会会長1名、副会長2名、常任議長1名、常任副議長1名、書記若干名、会計2名とする。

第22条 生徒会長は執行委員会の委員長となり、会務を総理し、生徒会を代表する。副会長は会長を補佐し会長に支障があるときはその代理をする。書記は会議の議事録及び必要な記録、書類を整理し保管すると共に各種の連絡事務に当たり、会計は生徒会会計を司る。

第23条 会長は立候補による総選挙で選ばれる。会長は会員中より本部役員を委嘱する。役員の任期は次の通りとする。

通年 8月1日より7月31日まで。1月までに信任を問われた場合、1月総選挙2月1日より7月31日を後期の任期とする。

第24条 本委員会は定期的に週1回会合を開くものとする。

第5章 専門委員会

第25条 生徒会活動を活発化しかつその能率的な運営をはかるため、各専門分野にわたってそれぞれ企画原案を立て諸決定事項の執行の任に当たる。次の専門委員会をおく。

風紀委員会	美化委員会	体育委員会	図書委員会
保健委員会	交通委員会	防災委員会	
中央祭実行委員会	ふとう委員会	進路委員会	

第26条 専門委員会は各HRより選出された委員をもって構成する。

第27条 各委員会の委員長は生徒会長が指名し委嘱する。また互選によって副委員長、書記1名を選出する。

第28条 各専門委員会の任務は次の通りである。

風紀委員会 生徒の心得の励行・風紀の確立を図る。

美化委員会 校内の美化と整備を図る。

体育委員会 体育活動の円滑化と体位体力の向上を図る。

図書委員会 図書室の運営事務に当たる。

保健委員会 学校の保健衛生に努め生活の健全化を図る。

交通委員会 生徒の通学時の交通安全指導を図る。

防災委員会 生徒の防災意識の高揚を図る。

中央祭実行委員会 中央祭の企画・運営に当たる。

ふとう委員会 生徒会誌「ふとう」の編集・発行に当たる。

進路委員会 生徒の進路意識の高揚を図る。

第29条 HR 役員の選挙は毎年4月始めと9月中に各HRで実施する。また任期は次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第30条 各専門委員会は原則として月1回会合を開き、また必要に応じて随時に開催される。

第6章 HR 及び HR 運営委員会

第31条 HR は生徒会活動推進の基本的な単位機関であり HR 会は HR 全員をもって組織する。

第32条 各HRは次の役員を選出する。

室長1名	副室長1名（原則的にどちらかは女子）
風紀委員2名	美化委員2名

体育委員2名	図書委員2名
保健委員2名	交通委員2名
進路委員2名	
ふとう委員2名	
選挙管理委員1名	

第33条 室長はHRの正常な発展を期しHRをまとめHRを代表する。副室長は室長を補佐し室長に支障があるときはその代理をする。

第34条 室長はロングホームルームやHR活動の企画立案とHRの円滑な運営を図るためのHR運営委員会を開く。

第35条 HR 運営委員会は第31条の役員をもって構成し、月1回以上開くものとする。

第36条 HR 会の議決事項で必要あるものは代表委員会に報告しなければならない。

第7章 部活動

第37条 生徒会の各部は会員相互の親睦と個性の伸長をめざし心身と健康と技能教養の向上を図ることを目的とする。

第38条 各部は職員を顧問とし、所属会委員の互選によって正副部長各1名を選出する。

第39条 各部の部長は部の健全な発展をめざして、その統率を図りかつその部を代表する。副部長は部長を補佐し部長の支障があるときはその代理をする。

第40条 すべて会員はいずれかの部に所属し、その部の活動方針に従わねばならない。複数の部に所属する場合は当該顧問の承認を得なければならない。

第41条 各部は3学期中に、次年度の活動計画と共に予算原案を作成し部活動委員会を経て生徒会会計に提出する。

第42条 部の所属変更は部長の同意と顧問の承認を要する。

第43条 各部はその備品、器具類を台帳と共に責任をもって保管しなければならない。

8章 同好会

第44条 同好会結成については、希望者5名を以って、申請書を生徒会本部へ提出し、代表委員会と学校の承認を前年度学年末までに得る。申請書には、同好会名・責任者名・参加者名・結成目的・活動内容・活動場所・顧問名を記入する。

第45条 同好会は1年間を単位として活動する。次年度活動を継続する場合は、申請書を前年度の1月までに生徒会本部へ提出する。

第46条 同好会員は、他の部活動、同好会と兼ねることができる。

第 47 条 次年度の継続が認められた同好会は、次年度の活動計画とともに予算案を作成し、部活動委員会を経て生徒会会計に提出する。

第 9 章 部活動の設立・休部・廃部

第 48 条 新たな部活動を設立する場合は、原則的に 2 年間の同好会での活動実績の上に、代表委員会・学校の承認を得なければならない。

第 49 条 同好会から部活動に昇格させたい時は、同好会結成 2 年後に、希望者 5 名以上且つ部としての活動を維持・継続できる人数を以って、申請書を前年度 1 月までに生徒会本部に提出し、代表委員会と学校の承認を得る。申請書には、同好会名・責任者名・参加者名・結成目的・活動内容・活動場所・過去 2 年間の活動実績・顧問名を記入する。

第 50 条 部活動の部員数が、その部の活動を維持・継続できる人数に満たない時は、代表委員会・学校において休部手続きの審議の対象となり、審議の上休部の措置が取られる場合もあり得る。

第 51 条 3 年間休部の部活動は、代表委員会・学校での廃部手続きの審議の対象となり、審議の上、廃部の措置が取られる場合もあり得る。

第 10 章 部活動委員会

第 52 条 部活動委員会は文化部運動部の 2 部に分かれそれぞれ各所属部の正副部長と生徒会本部役員をもって組織する。

第 53 条 本委員会は、部活動の向上と円滑な運営を図ることを目的とし、かつ部活動に必要な予算を審議し原案を代表委員会に提出する。

第 54 条 本委員会は生徒会長が招集し毎学期 1 回以上開く。

第 11 章 生徒職員協議会

第 55 条 本協議会はよりよい学校建設のため生徒職員間の連絡と調整をはかり、かつ学校長の助言を具体化するために開かれる。

第 56 条 本協議会は校長教頭及び関係職員と生徒会長副会長その他生徒会長が必要と認めた者をもって構成する。

第 57 条 本協議会は次の場合開かれる。

1. 校長が必要と認めたとき
2. 代表委員会が必要と認めたとき
3. 生徒会長が必要と認めたとき

第 12 章 選挙

第 58 条 選挙を公平かつ円滑に運ぶため選挙管理委員会を設ける。

第 59 条 選挙管理委員会は生徒会長選挙の施行並びに管理を行う。

第 60 条 本委委員会は各 HR より選出された委員 1 名をもって構成し委員長は互選とする。但し立候補者は選挙管理委員を兼ねることはできない。

第 61 条 本委員会は選挙の 1 ヶ月前に召集され生徒会本部役員の認証式をもって任を解かれる。

第 62 条 生徒会長の選挙に関しては次の通り行う。

1. 選挙の方法は、すべて選挙管理委員会で決定した細則に従わねばならない。
2. 生徒会長立候補者はあらかじめ副会長 2 名を指名した上で立候補する。

第 13 章 会計

第 63 条 本会の経費は会費入会金及び寄付金などによる。

第 64 条 会費入会金は別に定める。

第 65 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 66 条 本会の予算決算は代表委員会で審査した上生徒総会の承認を要する。

第 14 章 改正

第 67 条 本会規約の改正は代表委員会で原案を審議決定し生徒総会で 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 15 章 付則

第 68 条 本会規約は昭和 38 年 5 月 20 日より実施する。

平成 8 年 12 月 19 日一部改正

平成 13 年 2 月 15 日一部改正

平成 15 年 2 月 10 日一部改正

平成 17 年 5 月 9 日一部改正

令和 7 年 4 月 24 日一部改正